



# 鳥取県公報

平成16年 2月27日(金)  
第 7 5 6 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>告 示</b>	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく認証業務に関する鳥取県知事が発行する自己署名証明書等のフィンガープリントの決定 (125) (行政経営推進課) ... 1
	生活保護法による介護機関の指定 (126) (福祉保健課) ..... 2
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (127) (障害福祉課) ..... 2
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (128) ( " ) ..... 2
	特定計量器の定期検査の実施 (129) (経済交流課) ..... 3
	大規模小売店舗の新設の届出 (130) ( " ) ..... 3
	家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域等の指定の解除 (131) (畜産課) ..... 5
	国土調査の成果の認証 (132) (耕地課) ..... 5
	鳥取県立博物館の特別展示に係る入館料の収納事務の委託 (133) (教育委員会事務局文化課) ..... 5
<b>選管告示</b>	衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者等の一部改正 ( 4 ) ..... 6
<b>公 告</b>	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課) ..... 6

## 告 示

### 鳥取県告示第125号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 (平成14年法律第153号) に基づく認証業務に関する鳥取県知事が発行する自己署名証明書 (以下「鳥取県知事の自己署名証明書」という。) 及び公的個人認証サービスブリッジ認証局が発行する自己署名証明書 (以下「ブリッジ認証局の自己署名証明書」という。) のフィンガープリント (自己署名証明書をハッシュ関数で変換した数値であって、画面上<sup>ほ</sup>拇印と表示されるものをいう。以下同じ。) を定めたので、次のとおり告示する。

平成16年 2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 鳥取県知事の自己署名証明書のフィンガープリント

鳥取県知事の自己署名証明書に関する次の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

ハッシュ関数	フィンガープリント
SHA - 1	53 76 26 3A 3F 33 71 87 BF 72 2F 4D DB 42 7A AD 4C 65 AB D1
MD 5	5A 4A 14 2A FF 68 28 68 A5 E2 D9 AC 89 F4 70 72

## 2 ブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

ブリッジ認証局の自己署名証明書に関する次の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

ハッシュ関数	フィンガープリント
SHA - 1	2D FF 63 36 E3 3A 48 29 AA 00 9F 01 A1 80 1E E7 EB A5 82 BB
MD 5	28 ED E6 FC 07 62 B6 1E F6 1C 3E 70 07 9A 0F D1

## 3 注意事項

SHA - 1又はMD 5により算出したフィンガープリントは、それぞれ<sup>けた</sup>40桁又は<sup>けた</sup>32桁の16進数であり、「0」から「9」まで及び「A」から「F」までの文字の組合せで表示される。ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」（コロン）又はスペースの付加等の表示方法が異なることがある。

## 鳥取県告示第126号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年 2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社ソルヘム	東伯郡東伯町大字徳万70 - 1	陽だまりの家デイサービスセンター	東伯郡東伯町大字徳万70 - 1	通所介護	平成16年 2月20日

## 鳥取県告示第127号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年 2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
有限会社ケアサービス博愛	鳥取市吉方温泉二丁目516	有限会社ケアサービス博愛訪問介護事業所	鳥取市吉方温泉二丁目516	居宅介護	平成16年 2月20日

## 鳥取県告示第128号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定した

ので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年 2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人和	倉吉市福庭町一丁目365	ホームやすらぎ	倉吉市上井397 - 27	地域生活援助	平成16年 2月19日

#### 鳥取県告示第129号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

##### 1 実施区域

米子市、倉吉市、岩美郡、八頭郡並びに東伯郡羽合町、泊村、東郷町、三朝町及び関金町

##### 2 実施期間

平成16年4月1日（木）から平成17年3月31日（木）まで

##### 3 実施場所

当該特定計量器の所在の場所

#### 鳥取県告示第130号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成16年 2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

##### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションモール羽合

羽合町田後460 - 1 ほか

##### 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19 - 4

株式会社アベイル 代表取締役 島村治伸

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19 - 4

##### 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年10月3日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,988.11㎡

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 111台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 40台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 面積 116.26㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 容量 65.1㎡

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時45分から午後9時15分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 出入口の数 2か所

イ 位置 8の書類に記載のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

7 届出年月日

平成16年2月2日

8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成16年2月27日から4月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

倉吉市巖城町2

鳥取県中部総合事務所県民局

東伯郡羽合町大字久留19-1

羽合町企画観光課

11 意見書の提出

羽合町の区域内に居住する者、羽合町において事業活動を行う者、羽合町の区域をその地区とする商工会その他の羽合町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第131号**

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年鳥取県規則第77号）第3条第1項の規定による移入の禁止に係る県外の区域等の指定を次のとおり解除するので、同規則第6条第3項の規定により告示する。

平成16年 2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定を解除する県外の区域

高病原性鳥インフルエンザの発生農場（山口県阿武郡阿東町）を中心とした半径30キロメートル以内の区域

2 指定を解除する家畜等

鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにその死体並びに家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

3 指定に係る告示

平成16年鳥取県告示第17号（家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域等の指定について）

**鳥取県告示第132号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年 2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
北 条 町	平成12年度から平成14年度まで	北条町（島及び米里の各一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡北条町島及び米里の各一部	平成16年 2月27日
西 伯 町	平成12年度から平成14年度まで	西伯町（大字猪小路の一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡西伯町大字猪小路の一部	〃
西 伯 町	平成10年度から平成14年度まで	西伯町（大字境の一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡西伯町大字境の一部	〃
中 山 町	平成10年度から平成15年度まで	中山町（羽田井の一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡中山町羽田井の一部	〃
中 山 町	平成12年度から平成15年度まで	中山町（栄田及び田中の各一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡中山町栄田及び田中の各一部	〃
中 山 町	平成12年度から平成15年度まで	中山町（殿河内及び下市の各一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡中山町殿河内及び下市の各一部	〃
溝 口 町	平成12年度から平成15年度まで	溝口町（父原の一部）の地籍図及び地籍簿	日野郡溝口町父原の一部	〃

**鳥取県告示第133号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立博物館の特別展示に係る入館料の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年 2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 委託の相手  
株式会社エル・パパミュージック  
財団法人鳥取県文化振興財団 鳥取県立県民文化会館  
鳥取バスターミナル株式会社
- 2 委託年月日  
平成16年 2月20日

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第4号

平成8年鳥取県選挙管理委員会告示第64号（衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者等）の一部を次のように改正する。

平成16年 2月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
テレビジョン放送		テレビジョン放送	
一般放送事業者名	回数	一般放送事業者名	回数
略		略	
<u>山陰中央テレビジョン放送株式会社</u>	1	<u>株式会社山陰放送</u>	1

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成16年 2月27日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

## 1 講習の種別及び受講対象者

## 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

## 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成16年3月11日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

## 3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
  - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

筆記用具及び印鑑

